

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和4年4月28日（木） 8：22～8：33

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：岸田文雄 内閣総理大臣
金子恭之 国務大臣（総務大臣）
古川禎久 国務大臣（法務大臣）
林芳正 国務大臣（外務大臣）
鈴木俊一 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）
末松信介 国務大臣（文部科学大臣）
後藤茂之 国務大臣（厚生労働大臣）
萩生田光一 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
斉藤鉄夫 国務大臣（国土交通大臣）
山口 壯 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
岸 信夫 国務大臣（防衛大臣）
松野博一 国務大臣（内閣官房長官）
牧島かれん 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）
西銘恒三郎 国務大臣（復興大臣、内閣府特命担当大臣）
二之湯 智 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
野田聖子 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
山際大志郎 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
小林鷹之 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
若宮健嗣 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
欠席者：金子原二郎 国務大臣（農林水産大臣）
陪席者：木原誠二 内閣官房副長官
磯崎仁彦 内閣官房副長官
栗生俊一 内閣官房副長官
近藤正春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

- 一般案件 10件
- 国会提出案件 11件
- 公布（法律） 2件
- 政令 1件
- 人事 2件

いずれも、案件表のとおり、決定、了解となった。

議事内容：

○松野国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、磯崎副長官から御説明申し上げます。

○磯崎内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、「ウクライナ被災民救援国際平和協力業務の実施」及び「同国際平和協力隊の設置等に関する政令」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、内閣官房長官、外務大臣及び防衛大臣から御発言があります。

次に、予備費の使用について、御決定をお願いいたします。本件は、原油価格・物価高騰等総合緊急対策の一環として、一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費から約1兆1,170億円を、一般会計予備費から約3,940億円を、それぞれ使用するものであります。

次に、質問主意書に対する答弁書11件について、お手元の資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、法律の公布について、御決定をお願いいたします。「情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律」外1件が、昨日の参議院本会議において、可決成立したものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、岸田内閣総理大臣が、各国首脳会談等のため、金子総務大臣が、各国政府要人との会談等のため、林外務大臣が、各国政府要人との会談等のため、金子農林水産大臣が、タイ国及びシンガポール国政府要人との会談等のため、萩生田経済産業大臣が、米国政府要人との会談等のため、岸防衛大臣が、日米防衛相会談等のため、牧島デジタル大臣が、7か国デジタル大臣会合出席及び各国政府要人との会談等のため、西銘復興大臣が、欧州議会議員及びフランス国政府要人との会談等のため、山際内閣府特命担当大臣が、米国政府要人との会談等のため、小林内閣府特命担当大臣が、米国政府要人との会談等のため、若宮国際博覧会担当大臣が、各国政府要人との会談等のため、ゴールデンウィーク期間中、それぞれ海外出張されますので、御了解をお願いいたします。

次に、児島邦宏外222名の叙位又は叙勲等について、御決定をお願いいたします。

次に、件名外案件について、申し上げます。まず、「日・タイ防衛装備品・技術移転協定」に署名することについて、御決定をお願いいたします。本件は、両国の間で移転される防衛装備品等に関する法的枠組みについて定めるものであります。なお、相手国政府との署名まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

次に、「日・イタリアワーキング・ホリデー制度に関する協定」に署名することについて、御決定をお願いいたします。本件は、相手国の青少年に対し、休暇目的の入国及び旅行・滞在資金を補うための付随的な就労を認めるものであります。なお、相手国政府との署名まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

次に、「円借款の供与に関する書簡」をインドネシア、タイ、ベトナム及びウクライナとの間にそれぞれ交換することについて、御決定をお願いいたします。本件は、インドネシアの「港開発計画」に、約702億円を限度とする円借款等を供与する

ことについて、それぞれ取り極めるものであります。なお、相手国政府との書簡交換まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

次に、「債務救済措置に関する書簡」をタンザニアとの間に交換することについて、御決定をお願いいたします。本件は、主要債権国会合の合意に基づく債務救済措置として、「独立行政法人国際協力機構」に対するタンザニアの債務約2億5,000万円等について、支払いを猶予することを取り極めるものであります。なお、相手国政府との書簡交換まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

- 松野国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、私から、ウクライナ被災民救援国際平和協力業務の実施について、申し上げます。国連難民高等弁務官事務所の実施するウクライナ避難民への救援活動への我が国の協力については、先方からの要請を踏まえ、アラブ首長国連邦からポーランド及びルーマニアへの物資輸送について協力するための自衛隊の部隊等を派遣する方向で所要の準備を進めてきたところです。この度、国際平和協力法に基づき、ウクライナ被災民救援国際平和協力業務を実施するため、自衛隊の部隊等の派遣に係る実施計画を策定することとしました。本件派遣に当たっては、万全な態勢の下、有意義な活動ができるようにしてまいりたいと考えておりますので、関係各位の御協力をお願いいたします。

次に、外務大臣。

- 林国務大臣：ロシアによるウクライナ侵略は、力による一方的な現状変更の試みであり、国際秩序の根幹を揺るがす行為です。断じて許容できず、厳しく非難いたします。日本政府と日本国民の心は、ウクライナと共にあります。今般のUNHCR（国際連合難民高等弁務官事務所）に対する輸送協力は、国難に直面するウクライナの人々への一層の連帯を示すものとなります。外務省としては、引き続き国際社会や国際機関と連携しながら、ウクライナの人々に寄り添った支援を行っていく考えです。
- 松野国務大臣：次に、防衛大臣。
- 岸国務大臣：内閣官房長官から御発言がありましたウクライナ被災民救援国際平和協力業務の実施に関連し、防衛省の対応について御説明します。防衛省からは、本件業務の実施のため、ウクライナ被災民救援空輸隊等を編成し、人道救援物資の輸送を実施することとしております。自衛隊の経験や能力を活かし、困難に直面するウクライナの方々に対し、こうした人道支援をすることは、ウクライナ及び周辺国のみならず、国際社会への連帯を示すものとして重要であると考えており、関係各位の御理解をお願いします。
- 松野国務大臣：次に、内閣総理大臣から御発言がございます。
- 岸田内閣総理大臣：金子恭之大臣ほか9人の大臣は、それぞれ海外出張いたしますが、その出張不在中、野田大臣を総務大臣の臨時代理に、松野内閣官房長官を外務大臣及び防衛大臣の臨時代理に、山口大臣を農林水産大臣の臨時代理並びに消費者及び食品安全、クールジャパン戦略並びに知的財産戦略担当大臣の事務代理に、古川大臣を経済産業大臣の臨時代理並びに原子力損害賠償・廃炉等支援機構及び経済財政政策担当大臣の事務代理に、金子恭之大臣をデジタル大臣及び規制改革担当大

臣の事務代理に、二之湯大臣を復興大臣並びに沖縄及び北方対策担当大臣の事務代理に、末松大臣を科学技術政策及び宇宙政策担当大臣の事務代理に、それぞれ指定又は命じることといたします。なお、私も、明日から5月6日まで、海外出張いたしますが、その出張不在中の臨時代理は、既に指定されているとおり、松野内閣官房長官となりますので御了知願います。

○松野国務大臣：これを持ちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。若宮大臣から御発言がございます。

○若宮国務大臣：毎年5月は「消費者月間」です。テーマに即し、国、地方公共団体や消費者団体などが消費者に向けた啓発事業を行うとともに、消費者支援に功労のあった方への表彰を行います。今年のテーマは、本年4月の成年年齢引下げを踏まえ、「考えよう！大人になるとできること、気を付けること～18歳から大人に～」です。消費者月間における若年者をはじめとする消費者への啓発について、関係閣僚の御協力をお願い申し上げます。なお、本日お配りしたバッジは、身近な消費生活相談窓口を案内する「消費者ホットライン188（いやや）」の啓発バッジです。若年者の消費者被害防止の観点からも、消費生活相談の重要性が一層高まる中、ホットラインの啓発にも御協力をお願い申し上げます。

○松野国務大臣：ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上を持ちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

繰上げ閣議案件 (令和4年)
4月28日 (木)

◎一般案件

資料あり

- ウクライナ被災民救援国際平和協力業務の実施について（決定）（内閣府本府・外務・防衛省）
- 〃 ○ 令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用（11件）について（決定）
（財務省）
- 〃 ○ 令和4年度一般会計予備費使用（11件）について（決定）
（同上）

◎国会提出案件

資料あり

- { 1. 衆議院議員櫻井周（立民）提出円安が我が国経済に与える影響に関する質問に対する答弁書について（決定）
（内閣府本府）
- 1. 衆議院議員櫻井周（立民）提出円安への対処方法に関する質問に対する答弁書について（決定）
（財務省）
- 1. 衆議院議員櫻井周（立民）提出日本国内の金融資産の動向が為替レートに与える影響に関する質問に対する答弁書について（決定）
（同上）
- 1. 衆議院議員櫻井周（立民）提出為替レートの長期的動向に関する質問に対する答弁書について（決定）
（同上）
- 1. 衆議院議員櫻井周（立民）提出国債に関する金利とリスクの関係に関する質問に対する答弁書について（決定）
（同上）
- 1. 衆議院議員櫻井周（立民）提出税込における直間比率の是正に関する質問に対する答弁書について（決定）
（同上）
- 1. 衆議院議員櫻井周（立民）提出所得税の負担の公平性に関する質問に対する答弁書について（決定）
（同上）

1. 衆議院議員櫻井周（立民）提出輸出還付金詐欺により血税が詐取されている問題に関する質問に対する答弁書について（決定）
（財務省）
1. 参議院議員浜田聡（みん）提出暗号資産モナコインの譲渡等に係る税務上の取扱いに関する再質問に対する答弁書について（決定）
（同上）
1. 衆議院議員近藤昭一（立民）提出独立行政法人国立病院機構におけるいわゆる「名ばかり管理職」問題に関する質問に対する答弁書について（決定）
（厚生労働省）
1. 参議院議員宮沢由佳（立憲）提出米国からの桃の輸入解禁要請に関する質問に対する答弁書について（決定）
（農林水産省）

◎公布（法律）

資料なし

☆

1. 情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（決定）
1. 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律（決定）

◎政令

資料あり

○

- ウクライナ被災民救援国際平和協力隊の設置等に関する政令（決定）
（内閣府本府・外務・財務・防衛省）

◎人事

資料なし

☆

- 内閣総理大臣岸田文雄外10名の海外出張について（了解）

資料あり

☆

- 東京学芸大学名誉教授児島邦宏外222名の叙位又は叙勲等について（決定）

[○署名あり ☆署名なし]

◎一般案件

資料なし

- 防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とタイ王国政府との間の協定の署名について
(決定) (外務省)
- 〃 ○ワーキング・ホリデー制度に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定の署名について
(決定) (同上)
- 〃 ○ {
 - 1. 円借款の供与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の書簡の交換
 - 1. 円借款の供与に関する日本国政府とタイ王国政府との間の書簡の交換
 - 1. 円借款の供与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の書簡の交換
 - 1. 円借款の供与に関する日本国政府とウクライナ政府との間の書簡の交換
 について (決定) (同上)
- 〃 ○債務救済措置(債務支払猶予方式)に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の2の書簡の交換について (決定) (同上)

[○署名あり ☆署名なし]